

監事監査報告書

2025年5月16日

学校法人 東京家政学院
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 東京家政学院

監事 青木早苗



監事 渡邊 徹



私たち監事は、私立学校法第52条第1号及び学校法人東京家政学院寄附行為第31条の規定に基づき、学校法人東京家政学院の2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは、監査に当たり、学校法人東京家政学院監事監査規則に準拠し、理事会及び評議員会に出席するとともに、内部監査室と連携し適時、適切に法人監査及び設置3校の実地監査を実施し、理事等から業務の報告を聴取した。また、財産の状況については、会計監査人(アイオーシー監査法人)から監査に関する報告及び説明を受け、計算書類等について検討を加えた。その結果、次のとおり報告する。

1. 学校法人の業務に関する決定及び執行は、所要の手続きのもと行われているものと認める。
2. 学校法人の計算書類等、すなわち資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び収益事業に係る決算報告書(貸借対照表・損益計算書)並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。
3. 学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実認められない。
4. 学校法人が設置する中学校・高等学校の生徒数は斬増傾向にあるが、大学の入学定員および収容定員に対する充足状況は引き続き減少傾向にあり、早急な改善対応が取られる必要がある。
5. 理事長をはじめとする学校法人役員は2020年度より現体制となり、厳しい経営環境の中で経営及び財務の根本的改革に着手してきたが、学院が存続するための十分な成果が認められない状況にある。2025年度は学院の存続に係る重要な決断が必要な時期と認識し、学院の現状と将来像を勘案し、適切な判断を下されることを期待する。

以上